

(2) 協議事項

- ア 委員会意見の取りまとめについて
 - (ア) 任意協議会に係るもの
 - (イ) 議会議員の定数及び在任等に関する小委員会に係るもの
- イ 県西地域の中心市のあり方に関する調査について
 - (ア) 権能強化策としての大都市制度の活用(中核市移行)について
 - (イ) 中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制について

平成29年 3 月 1 6 日

目 次

<協議事項>

ア 委員会意見の取りまとめについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

イ 県西地域の中心市のあり方に関する調査について・・・・・・・・・・ 2

ア 委員会意見の取りまとめについて

(ア) 任意協議会に係るものとして
協議事項【合併関係項目】について

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

報告事項【合併関係項目】について

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

(イ) 議会議員の定数及び在任等に関する小委員会に係るものとして
協議事項について

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

イ 県西地域の中心市のあり方に関する調査について

(ア) 権能強化策としての大都市制度の活用（中核市移行）について

任意協議会第1回会議 資料より

別紙

「権能強化策としての大都市制度の活用」に係る検討方針

1 検討目的

基礎自治体を取り巻く諸環境の変化に対し地域課題を自律的に解決するためには、広範な分野に亘る自己決定権を有する総合行政体となることが必須であるとの理解のもと、合併後の市が中核市に移行した場合の事務事業の執行方針、財政負担及び市民生活への影響等を協議するとともに、その結果を「小田原市・南足柄市中核市移行基本計画（案）」として取りまとめる。

2 検討事項

(1) 南足柄市分の中核市事務量の把握

中核市への移行について平成27年度に小田原市が実施した検討手法により、南足柄市分の中核市事務量等（人工、コスト、効果、課題等）を把握する。

(2) 重要事項に係る影響の把握

小田原市が平成27年度に策定した「小田原市中核市移行基本計画（案）骨子」に示された、財政、職員、組織、施設・設備及び移行の時期等の中核市への移行の是非を判断するうえで重要な事項に係る考え方への影響を把握する。

3 中核市移行基本計画（案）の構成

本計画（案）の構成は次のとおりとする。

1. 中核市移行基本計画の策定趣旨

- (1) 地方分権と都市制度改革の進展
- (2) 基礎自治体としてのあり方の選択
- (3) 自律的な総合行政体の実現に向けて

2. 中核市制度の概要

- (1) 中核市制度の概要
- (2) 県から移譲される事務等
- (3) 移譲事務以外で実施が義務付けられる事務（包括外部監査）
- (4) 指定手続の概要

3. 中核市への移行による具体の効果

- (1) 包括的なサービス提供等
- (2) 事務の効率化
- (3) 独自性を発揮した特色あるまちづくりの推進
- (4) 地域保健衛生行政の充実・強化
- (5) その他の効果

4. 中核市への移行に当たっての基本方針
 - (1) 中核市への移行に当たっての基本方針
 - (2) 中核市への移行に当たっての総括的な取組方針
 - (3) 移行の時期
5. 中核市への移行事務の実施方針
 - (1) 職員の確保・育成の実施方針
 - (2) 施設等の整備の実施方針
 - (3) 条例、規則の整備等の実施方針
 - (4) 移行後の体制整備の実施方針
 - (5) 移行の推進体制整備の実施方針
 - (6) 市民説明の実施方針
6. 財政への影響
 - (1) 歳出への影響
 - (2) 歳入への影響
 - (3) 財政への影響
 - (4) 初期投資経費等
7. 中核市への移行に係る検討経過
 - (1) 検討体制
 - (2) 検討経過

4 「小田原市中核市移行基本計画（案）骨子」からの修正内容

修正事項	修正内容
移行の時期	中核市への移行時期を明記する。
施設等の整備の実施方針	中核市移行のために必要となる施設について、合併により余剰が生じる施設等も含め、再度検討する。
移行の推進体制整備の実施方針	中核市移行を具体的に推進していくための体制整備について明記する。
財政への影響	南足柄市分の影響を加えたものに修正する。

「中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制」に係る検討方針

1 検討目的

行政区域を越えた共通課題への対応には広域連携が有効であるとの認識のもと、今後、一層の厳しさを増す県西地域の実情及び将来見通しに対し、合併や中核市への移行等により強化された中心市と周辺自治体の相互にメリットがあり持続性の担保を可能にする新たな広域連携体制のあり方について協議する。

2 検討事項

(1) 広域連携制度の現状把握

現行の地方自治法に規定されている地方自治体間の事務の共同処理の仕組みや一般論としての特徴等を整理したうえで、現在の当圏域での活用状況を把握する。

(2) 他圏域における状況把握

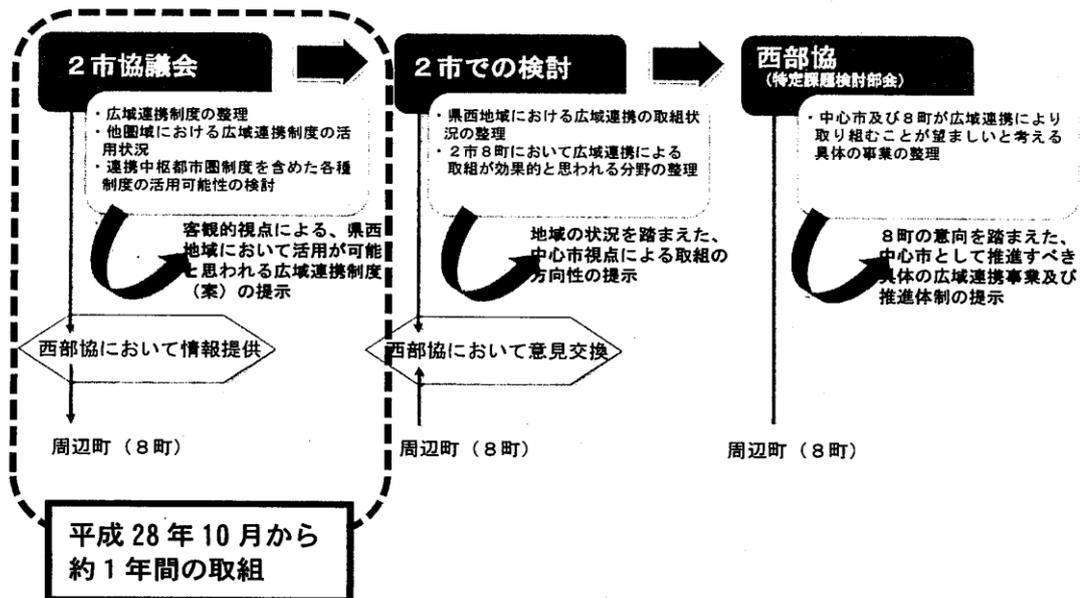
平成26年度から運用が開始された地方自治法上の連携協約を活用した連携中枢都市圏構想推進構想における連携ビジョンについて、各圏域で作成が完了してきていることから、同ビジョン等の内容を把握することを中心に、他圏域における広域連携の状況を把握する。

(3) 連携中枢都市圏制度を含めた各種制度の活用可能性の検討

連携中枢都市圏制度を中心に、上記研究を踏まえて、客観的視点による、県西地域において活用が可能と思われる広域連携制度(案)を検討し、提示する。

【参考】

検討結果を踏まえた取組のイメージ



(ア) 権能強化策としての大都市制度の活用（中核市移行）について

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

(イ) 中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制について

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....